

「期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年 2月 日

坂 城 町 長

坂城町規則第 2号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和56年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「100分の125.5以上100分の148.5以下」を「100分の130.5以上100分の153.5以下」に、「100分の149.5以上100分の176.5以下」を「100分の154.5以上100分の181.5以下」に改め、同項第2号中「100分の102.5超100分の125.5未満」を「100分の107.5超100分の130.5未満」に、「100分の122.5超100分の149.5未満」を「100分の127.5超100分の154.5未満」に改め、同項第3号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第4号中「100分の102.5未満」を「100分の107.5未満」に、「100分の122.5未満」を「100分の127.5未満」に改める。

第9条の2第1項第1号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改め、同項第3号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「100分の130.5以上100分の153.5以下」を「100分の128以上100分の151以下」に、「100分の154.5以上100分の181.5以下」を「100分の152以上100分の179以下」に改め、同項第2号中「100分の107.5超100分の130.5未満」を「100分の105超100分の128未満」に、「100分の127.5超100分の154.5未満」を「100分の125超100分の152未満」に改め、同項第3号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第4号中「100分の107.5未満」を「100分の105未満」に、「100分の127.5未満」を「100分の125」に改める。

第9条の2第1項第1号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の

61.25」を「100分の60」に改め、同項第3号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和7年3月17日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。